

No.	意見の対象	意見内容(要旨)	市の考え方	対応区分
1	改定案全般に関すること	環境政策が新たな市民産業を創生し、未来型の環境経済を発想する改定構想を望む。	本市の特徴である高度な環境関連技術の振興などを進めることで、環境と経済の好循環を目指してまいります。	B
2		環境に係る様々な計画を束ねるような大きさ、市民がともに取り組みたくなるような分かりやすさ、魅力が必要。「6つのまちの姿」を貫く思想は、循環型社会にある。そこをクローズアップさせてほしい。	改定案では、環境分野における様々な計画との整合に留意し、総合的な計画として整理しております。また、「めざすべき環境像」の実現を図るためのより具体的な像として「6つのまちの姿」を位置づけ、一体となった取組を推進してまいります。	B
3		きれいな水と空気を次世代に継承するために、緑地と湧水、川と用水に関する環境配慮の考え方を、一層市民の協力を得ながら推進されることを望む。	本計画を、良好な都市環境の保全及び創造をめざす総合的な環境行政制度の中心として位置付け取組を推進してまいります。なお、緑の保全や健全な水循環の確保は施策の一つとして位置づけております。	B
4		人口政策や都市計画を抜きにして、より良い環境基本計画はないと思う。前者について、国の方針・枠組みに従うだけでなく、もっと川崎市としてのあり方を追求して欲しい。	改定案では、今後の人口・世帯の推移を踏まえておりますが、人口政策など御意見の趣旨につきましては今後の参考とさせていただきます。	C
5		国際的には、温暖化防止と生物多様性の課題が大きく取り上げられているが、全ての主体が行動する前提として「人も自然の一部であり、自然と共存すること」への認識と理解が必要であることを書き込むべき。	改定案では、環境配慮の基本的視点の一つとして、「共生」を掲げ、人は生態系の一員として自然の理にかなった行動を意識し、自然的環境資源の保全、創出、育成に努めると記しております。	B
6		改定案は、私達の生活環境の改善を目指すものとして賛成である。	御意見を参考といたしまして、取組を推進してまいります。	B
7		全体的に川崎市が目指すべき環境政策について、理念的な目標設定・項目等については平均的にバランス良く網羅されている点は評価できた。	御意見を参考といたしまして、取組を推進してまいります。	B
8		これまでの環境基本計画は「公害対策」を中心にとらえ、企業(加害者)対市民(被害者)という長年に亘る図式が続いてきたが、今回の計画では、市民の日常生活や企業の事業活動に起因するものとして、市民・事業者・市の各主体が取り組む必要を明記した点は評価できた。	御意見を参考といたしまして、取組を推進してまいります。	B
9		川崎の特色ある施策が少なく、環境関連産業の振興・育成と環境技術による国際貢献以外には、他都市の範となる例が少ない。他都市に先駆けて取り組もうというチャレンジ精神に乏しく、悪く言えば、現状できそうな施策を系統だてて羅列しただけで、無難な計画とも言える。	目標の設定、取組内容は、計画がめざす環境像や環境の現況等を踏まえて検討しており、各目標の達成には、今後十分な取組が必要になると考えております。御意見を参考に取組や進行管理を行ってまいります。	C
10		川崎が国際的に環境の範たる都市を目指すのであれば、我が国の基準以上に、国際的に遜色ない理念・目標を持ち、先進的な施策に取り組む覚悟が求められる。	改定案では、世界レベルの環境技術、高度なものづくり技術を持つ企業が集積している本市の特徴を活かして、環境と経済の好循環を目指す取組を位置づけておりますが、御意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。	C
11		環境に携わる市民・市民団体の多くは、地域・専門分野で関心を持ち、自らの生活にも密接に係わる問題に長年取り組んでいる。そうした意見を謙虚に受け止めて、市民感覚に立った計画づくりをするよう心がけて欲しい。また、具体的な計画推進においては、市民・市民団体の参加について、パブリックコメント等の限定的な手段のみならず、策定委員会、円卓会議的なものなどにより多くの市民・市民団体が参加できる必要があるのではないか。(同じ趣旨の意見が別に2件あり)	今日の環境問題は、市民生活のあらゆる分野と密接に結びついており、解決に向けた取組を進める上では市民、事業者の皆様の御理解と御協力が不可欠と考えております。改定案でも多様な主体との協働を重要な施策として位置づけております。また、市民参加に関しては、様々な機会の活用を努めているところですが、御意見の趣旨につきましては今後の参考とさせていただきます。	C
12		用語解説を追加してほしい。	改定計画の公表時には現行計画と同様に付属資料として用語解説を付します。	B
13		細部にわたる綿密な計画が書き込まれており、充実した内容だ。ただ、全体を網羅しようとするあまり、焦点がぼけているような印象もあり、どこに川崎らしさが出ているのかが伝わりにくかった。	環境産業の振興や環境技術による国際貢献に関する内容などは、世界レベルの環境技術等を持つ本市の特徴を活かした取組となっております。なお、本計画は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するために策定しているという性質がありますが、御意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	C
14		「産業」と「国際貢献」というキーワードに、他都市には見られない川崎の特徴が感じられた。川崎市は、臨海部には先進的な技術力を誇る企業が肩を並べる京浜工業地帯を有しており、市の特徴の一つだと思うので、その部分は、もっと強調しても良いのではないか。	環境産業の振興や環境技術による国際貢献については、本計画の特徴の一つになります。改定案は様々な分野を一体となって取り組むことを特徴とさせていただいておりますが、御意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	C
15		目標等が細分化しているせいで、重点分野や基本施策ごとの繋がりが見えない。環境は一つの繋がりで構成され、一つの課題を解決するために、他方を犠牲にして良い、というものではない。全体整合性や繋がりを、どう担保しながら進めれば良いのかが、見えなくなってしまうのが残念。	改定案では、本市の基本構想や環境の現況を踏まえて「めざすべき環境像」を定め、その実現を図るために様々な個別目標を重層的に設定しておりますが、それぞれの取組を一体となって行うことで、計画がめざす環境像の実現を目指してまいります。なお、計画全体の進捗度合いを把握する目安をとするため、総合的評価を試みることにしております。	B
16		環境基本計画の中のどこにも「エコタウン」という言葉が出てこないことが気になった。	「エコタウン」に関する取組は、主に、「第6章 基本的施策」「V 環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまちをめざす」に記しております。	B
17		市民も事業者も協力し合い、実行していくことが必要であるならば、わかりやすさも必要だ。計画がすばらしくても、実施する人がいなければ、絵に描いたモチだ。	御意見を参考といたしまして、今後とも様々な機会を活用して、周知等に努めるとともに、計画が推進できるよう、進行管理に留意してまいります。	C
18		都市計画など他部局が所管する各種計画に本計画を反映させること	本市では、市の内部機関として、環境調整会議を設置し、環境に関する市の施策や都市計画等の環境への影響が大きい計画等について、環境に係る配慮が十分になされているかについて調整を図ることとしています。 また、本市では平成24年度を目途に、川崎市総合都市交通計画を取りまとめる予定としておりますので、この中に、地球環境に配慮した取り組みを位置づけてまいりたいと考えています。	B
19	「第2章 環境の現況とこれまでの取組」	二酸化炭素排出量が増加する旨の記載に際して、電力排出原単位の変動のみが挙げられている文章は適切でない。	電力排出原単位に関する記述につきましては、変動の影響を受けやすい旨を記載しているのみであり、増加の要因として記述しているものではありません。	B

No.	意見の対象	意見内容(要旨)	市の考え方	対応区分
20	「第3章 計画がめざす環境像」	めざすべき環境像は、川崎市基本構想に掲げるまちづくりの基本目標と同じ、「環境を守り自然と調和した活気あふれる持続可能な市民都市かわさき」としているが、これではあまり他都市のものと変わり映えがない。もっと川崎らしさを前面に押し出し、「日本の環境都市をめざす」意気込みが感じられるものにして欲しい。私たちは、子や孫のために、故郷と呼べる心の豊かさを享受できる川崎にしたいと思う。	「めざすべき環境像」は、本市の基本構想や環境の現況などを踏まえて定められており、本市の特徴である環境技術を活かすことなども念頭においています。御意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。	C
21		「環境を守り 自然と調和した 活気あふれる 持続可能な市民都市 かわさき」という「めざすべき環境像」からは、あまり川崎らしさが感じられない。	「めざすべき環境像」は、本市の基本構想や環境の現況などを踏まえて定められております。また、改定案では、世界レベルの環境技術、高度なものづくり技術を持つ企業が集積しているという本市の特徴を活かして、環境と経済の好循環を目指す取組を位置づけております。	C
22		循環型社会は市民参加で地域のエネルギーを生み出すことであるから、ゴミの削減が方法ではない。ゴミをゴミとしてだけ考えているようでは循環にならない。資源はまちの中に、市民の参加によって生み出されると考えてほしい。	改定案では、「6つのまちの姿」の中に、「環境にやさしい循環型社会が営まれるまち」を掲げ、3R（リデュース〔発生・排出抑制〕、リユース〔再利用〕、リサイクル〔再生利用〕）の取組を基調として、市民・事業者・市の各主体の環境配慮行動を促しながら、資源消費の抑制、廃棄物の適正処理、資源化などを進めていくものとしています。	C
23	「第3章 計画がめざす環境像」、「第5章 重点分野」	めざすべき環境像の実現に向けた、「6つのまちの姿」はこれで良いが、順序・並べ方が行政課題の観点から決められたような印象を受ける。「安心して健康に暮らせるまち」が全てのまちの基底に位置付けられるべきであり、「地球環境の保全に取り組むまち」に関連させたほうが良い。	改定案では、積極的に取り組む分野を重点分野として掲げております。また、具体的な環境像として「6つのまちの姿」を示しておりますが、それらは順位をつけることなく一体として取り組むことで、めざすべき環境像の実現を図ることを目指しております。	C
24		めざすべき環境像を元にした「6つのまちの姿」は、どれも特徴やポイントが絞り切れず、印象が散漫。どの姿を目指して行けば良いのか。優先順位をつけても良い、具体的な成果が期待できるような方向性が欲しい。 「地球温暖化・エネルギー対策の推進」が重点分野の先頭にある。重点分野に優先順位をつけるのは、賛成だ。もっと声を大にして主張しても良い。 明確に描かれた「めざすべき環境像」であれば、市民の心を掴んだのではないかと。網羅することが、必ずしも共感を呼ぶわけではない。		
25		改定案では、従来1番目に掲げられていた大気環境対策が重点分野4番目に並び変えられているが、これが公害が終焉しつつあるとの認識を示すものではないことを確認する。		
26	「第5章 重点分野」	重点分野には、分野により市民が関わりやすいテーマ・関わりにくいテーマがある。また、市民の頑張りを支える仕組みが整備されていないと、うまく機能しない。	御意見の趣旨につきましては、今後、個々の取組を検討していく際に参考にさせていただきます。	C
27	「第5章 重点分野（地球温暖化・エネルギー）」	「重点分野 地球温暖化・エネルギー対策の推進」に掲げる重点目標・指標について、市域に保有する環境技術により、市域外での温室効果ガスの削減へ貢献することや製品のライフサイクルでの間接的な貢献を考慮することは評価するが、25%削減という数値目標は、政府としても条件付で国際社会に提案している段階なので、自治体の数値目標とすることは再考してほしい。 現時点では、地域特性を踏まえた温室効果ガス削減の方向性や具体的な施策案を示していくことが重要であると考える。数値目標については、日本政府の具体案、ポスト京都議定書の国際動向、川崎市の特性、経済への長期的な影響などを踏まえて、今後検討すべき。	当該目標については、前提条件付きではありますが、1990年比で2020年までに25%削減するという国の中期目標を基本とするとともに、産業部門の温室効果ガス排出が8割を占めるなどの本市の地域特性を踏まえたものとしております。国の目標については、2010年1月に国連気候変動枠組条約事務局に提出されております。 また、改定案の当該目標・指標の項に示しているとおり、国の中期目標に関する検討状況等を見ながら、必要に応じて目標の改定について検討を行うとしております。	C
28		自治体として規制的手法（キャップ&トレードなど）、経済的手法（環境税など）などを採用することは、市の経済的利益に反し、また、地球温暖化に対して逆効果と考えるので、今後とも導入は避けるべき。	排出量取引制度や環境税は国が全国一律的に制度設計をして実施することが望ましいと考えておりますが、御意見の内容につきましては、国等の動向を見ながら、今後の施策展開を検討していく中で参考とさせていただきます。	C
29		部門別に温室効果ガスの削減目標を設定しない方針には賛同するが、各分野に対してバランスの取れた自主的取組等を推進してほしい。産業部門はこれまで削減を達成してきており、結果として産業部門に全体の削減目標量のほとんどの負担が求められることのないよう、総合的な削減目標の取り扱いをお願いします。	削減目標の考え方としては、本市の地域特性を踏まえて、部門別には目標は設定せず総合的な削減目標を設定すること、各主体が自らの温室効果ガス排出量の削減を図るとともに協働の取組を進めることで排出量を削減することとしております。	B
30		低CO2川崎ブランド事業は、極めて先進的な事業と評価している。また、川崎国際環境技術展を開催し、市の独自技術や製品を世界に発信していることも有意義な施策と考える。今後とも推進してほしい。	御意見を参考としまして、地球温暖化対策を推進してまいります。	B
31		市内には相当数の公共施設が存在しており、これらの低炭素化を進めることは、市民・事業者にも規範を示す上でも重要。率先的に機器の高効率化を図ることが必要であるので、市の取組に「公共施設における高効率機器の率先的導入」を追加してほしい。	「第6章 基本的施策」の「VI-3 市の環境配慮の推進」の指標等では、「2020年度までに市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を2008年度比で20%以上削減する。」としておりますので、事業の具体化について引き続き検討を行い、市の率先した取組を行ってまいります。	C
32	「第5章 重点分野（地球温暖化・エネルギー）」（「第7章 環境配慮指針」市民の環境配慮指針に対しても同趣旨の意見あり）	市民の取組例「電気、水道、ガス等の使用量の削減」について、各エネルギー・資源の個々の使用量にとらわれるのではなく、全体としてみるよう次のとおり変更してほしい。 「エネルギー・資源（電気、ガス、ガソリン・灯油等）の効果的な使用による温室効果ガスの削減」	当該市民・事業者の取組例は、多様な主体の取組を促すものとして、市民・事業者の取組例を示したものとなっております。また、「地球環境・エネルギー」の項に位置づけられており、御意見の趣旨は含まれていると考えます。	B
33	「第5章 重点分野（地球温暖化・エネルギー）」	市民の取組例「太陽光発電施設や太陽熱温水器等の導入による再生可能エネルギー源の積極的な活用」について、大きなCO2削減ポテンシャルを秘めている大気熱を利用したヒートポンプ空調機・給湯器にも触れてほしい。	当該市民・事業者の取組例は、多様な主体の取組を促すものとして、市民・事業者の取組例を示したものとなっております。 また、当該取組例は、再生可能エネルギー源の活用を促すことがその趣旨となっているためこうした記述となっており、ヒートポンプ空調機・給湯器を選択することについては、「等」に含まれるものと考えているほか、別の項目として掲げている「省エネルギー型の電気製品・ガス器具等の選択」にも含まれるものと考えています。	B

No.	意見の対象	意見内容(要旨)	市の考え方	対応区分
34	「第5章 重点分野」(地球温暖化・エネルギー) (「第7章 環境配慮指針」市民の環境配慮指針に対しても同趣旨の意見あり)	市民・事業者の取組例「省エネルギー型の電気製品、ガス器具等の選択」において、「電気製品」を「電気機器」と変更することで、ヒートポンプ式給湯器を含めた表現としてほしい。	当該市民・事業者の取組例は、多様な主体の取組を促すものとして、市民・事業者の取組例を示したものとなっています。 また、当該取組例は、特定の製品・設備等を念頭に置かず、省エネルギー型の製品・設備等を使用することなどをその趣旨としているためこうした記述としています。	B
35	「第5章 重点分野」(地球温暖化・エネルギー) (「第7章 環境配慮指針」事業者の環境配慮指針に対しても同趣旨の意見あり)	市民・事業者の取組例「業務用施設、空調、ボイラー等に関する省エネルギー型設備の積極的な導入、適正な維持管理」において、電化等の熱源転換に関しても触れてほしい。		
36	「第5章 重点分野」(地球温暖化・エネルギー)	環境政策の目標に「温室効果ガスの排出量を大幅に削減した低炭素社会の実現をめざす」、重点分野に「温室効果ガス排出量25%削減」とあるが、低炭素社会の実現のためには、25%削減で充分なのか。また、これを達成するための市民の対策などは、もう一歩進んだ取り組みにしないと、具体的な削減効果が得られないように思う。 何を行うと、どれくらいの削減が可能なのか、達成できると、どういった川崎市になるのかが見えない。どうすれば削減目標が達成できるのかが、理解できない。	「環境政策の目標」は「めざすべき環境像」、「6つのまちの姿」の実現に向けた取組の方向性を示しています。「重点分野」や「基本的施策」に示された目標では、数値により把握することが可能な指標や目標等を具体的に設定しております。 重点分野「地球温暖化・エネルギー対策」での重点目標・指標は、2010年10月に策定した「地球温暖化対策推進基本計画」において、全ての主体の方向性ととも、市域の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施する上での方向性を示すものとして位置づけている目標となっております。 なお、重点分野の課題解決に向けて効果が大きいと考えられる自主的な環境配慮行動の例は「市民・事業者の取組例」として記載しておりますが、地球温暖化対策の推進には、市民、事業者、市といった各主体がそれぞれの取組を推進するとともに、各主体の協働した取組を推進することが重要であると考えております。御意見の内容を参考にいたしまして、市民・事業者の地球温暖化対策の取組を促してまいります。	C
37	「第5章 重点分野」(地球温暖化・エネルギー)、(大気環境)、「第6章 基本的施策」I-1-3 交通における地球温暖化対策の推進、IV-1-3 交通環境対策の推進	重点分野中、交通分野における取組として、公共交通機関の積極的な利用、エコドライブの推進、低公害・低燃費車の選択等が記されている。 公共交通だけではなく、「自転車」の活用を環境基本計画でも項目として出して欲しい。 公共交通利用の活性化には、便利なバス交通体系(路線バス・コミュニティバス)の構築も必要である。 環境計画だけではなく、マスタープランや交通基本計画策定の際には、我が国で最も先進的な交通施策を取り組まれることに大いに期待をしている。 また、環境基本計画は、市の交通・まちづくり政策との整合性をとって策定して頂きたい。	御意見にある重点分野に記されているという内容は、市民・事業者の取組例として記されているものです。 改定案では、交通に関する取組として、重点分野や基本的施策に、交通ネットワークに関する取組、自転車の通行空間に関する取組等が記されており、こうした取組を推進してまいります。 なお、改定案は他の分野の計画との整合性に留意していますが、都市計画マスタープランの策定の際にも、都市計画と関連のある政策領域別の基本計画との調整により計画間の整合性を確保してきたところであり、今後とも同様の調整を進めてまいります。 また、本市では平成24年度を目前に、川崎市総合都市交通計画を取りまとめる予定としておりますので、この中に、地球環境に配慮した取り組みを位置づけてまいりたいと考えています。	B
38	「第5章 重点分野」(緑)	「第5章 重点分野」の“緑の保全・創出・育成”について、次の事情を配慮し、施策を具体的に示してほしい。 ①緑地の保全面積の拡大に併行して、保全管理活動も重視してほしい。 ・保全管理活動を行う団体の正確な実態を把握してほしい。 ・行政の育成した団体も自主的に結成し、活動している団体も平等に扱ってほしい。 ②すべての緑地保全地区に、緑地保全管理を行う団体を育成してほしい。	保全された緑地の管理についても大変重要であるため、改定案では、重点分野のほか、「第6章 基本的施策 III-1-1 緑地の保全」などにおいて、その具体的な取組内容を示しています。 なお、公有地化された緑地においては平成12年度から保全管理計画を策定し、併せて市民活動団体を発足させ、市民・行政の協働により緑地の保全を進めています。今後も引き続きその取組を進め、市民活動団体については緑の活動団体への登録を促し、活動に対する支援に努めてまいりたいと存じます。 また、(財)川崎市公園緑地協会の主催により、里山ボランティア講座を開催し、緑地における保全活動を行う人材の育成に努めております。 自主的に活動を行う団体については関係者からの情報をいただきながら、その把握に努めてまいりたいと存じます。	C
39	「第5章 重点分野」(大気環境)	ぜん息患者が増え続けているのは、川崎市の大気汚染公害が解決していない証拠であることを関係者に徹底してほしい。 また、2015年までに、対策目標値を0.04PPMとあるが、さらにその先は0.02PPMを目指してほしい。でなければぜん息患者は増え続ける。	今日における大気汚染と健康影響の関係については、国において「そらプロジェクト」などにより調査研究が進められており、こうした調査研究の成果に注視していくこととしますが、いずれにしても、本市においては二酸化窒素をはじめとする大気汚染物質の環境基準の達成・維持を図るために、本改定案に示した取組に基づき対策を進めてまいります。 また、2009年2月の環境審議会答申を踏まえ、2015年までに二酸化窒素の対策目標値達成を目指し、その後は、対策目標値の下限値である0.04ppm又はそれ以下を目指すことを改定案に掲げております。	C
40		2009年度版「環境基本計画年次報告書」に有る重点目標「大気汚染の低減」は、どこに行ったのか。 確かに硫黄酸化物など改善されてきたが、窒素酸化物や粒子状物質によるぜん息患者は増えている。公害は決して解決されてはいない。この視点が欠けているのではないのか。	大気環境対策に関する目標については、改定案の第5章重点分野や第6章基本的施策に掲載しており、現行計画の目標と比べ対象を広げているものもあるほか、その他の指標や目標についても、現行計画の目標と同様に対策目標値等の達成に向けた内容を掲載しております。また、公害は解決されていないという視点が欠けているとの御意見につきましては、大気環境の状況は、これまでの各種対策の進展により改善されつつありますが、これまでに二酸化窒素は一部の自動車排出ガス測定局で、光化学オキシダントは全測定局で環境基準を達成していないなど、依然として大気汚染の課題は残っていると認識しております。本改定案に掲げましたとおり、二酸化窒素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)については、環境基準の達成等を重点目標に掲げ、取組を進めてまいります。	B
41		大気汚染に関する行政と市民の測定値は異なる。これに関して話しあう場を設置してほしい。	市民の方々が自主的に大気汚染物質の調査・測定をされた結果が、本市の常時監視測定データと異なる点があることにつきましては、測定法が異なるためと推測されますが、本市の大気汚染の測定は、大気汚染防止法に基づくマニュアルにより、常時監視測定システムで行っておりますので御理解ください。	C
42		「第5章 重点分野」の大気環境対策の推進について、更に進んで、市民と行政協働のキメ細かい大気環境対策を検討してほしい。	大気環境対策も他の環境分野と同様に市民・事業者の皆様の取組も大変重要になります。 このため、改定案では、「第5章 重点分野」において、市民・事業者の取組例を示していますので、御理解・御協力のほどお願いいたします。 御意見につきましては、今後、個々の取組を検討していく際に参考にさせていただきます。	C

No.	意見の対象	意見内容(要旨)	市の考え方	対応区分
43		<p>二酸化窒素対策の推進に関して、改定案では、現在の対策目標(0.06ppm)を達成した上で、0.04ppmを新たな目標にしている。二酸化窒素の測定局への影響は固定発生源よりも移動発生源の寄与が大きいことは、先の川崎市環境審議会答申「窒素酸化物に係る大気環境対策について(答申)」でも明記されている。また固定発生源における窒素酸化物の排出目標量は達成しているが、自動車等の移動発生源は排出目標量を達成しておらず、移動排出源対策がより一層重要となる。</p> <p>目標値の設定にあたっては、対策目標値を引き下げるのではなく、現状目標値0.06ppmの達成と維持が重要と考える。寄与率の少ない事業者への規制強化ではなく、事業者に対しては現状の維持を求め、一方移動発生源に対しては更なる対策・手法を明示すべきではないか。(同趣旨の意見が別に1件あり)</p>	<p>二酸化窒素につきましては、2015年までのできるだけ早期に、全測定局で対策目標値を達成することを目指し、ご指摘の審議会答申に沿った対策の推進を図っているところです。</p> <p>交通環境対策としては、「エコ運搬制度」の施行や局所汚染対策に係る調査・検討、ロードプライシング拡充要請等を進めているなかで、国においても「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方」について検討が開始されています。固定発生源対策としては、環境性能に優れた燃焼施設の導入促進に向けた制度を施行しています。</p> <p>このような対策の進展により対策目標値の全局達成が実現した後は、上記の答申も踏まえ、達成の状況が継続的・安定的に維持されるよう、長期的かつ総合的な視野に立って対策を継続し、対策目標値の下限値の0.04ppm又はそれ以下を目指すとの考えにより改定案に当該目標を掲げております。</p>	C
44		<p>PM2.5については、現時点では国の環境基準値が制定されているものの、排出源における分析方法も確立されておらず、また環境測定地点における発生源毎の寄与度合い等の定量的な解析も十分な状況ではない。</p> <p>改定案で数値目標が提示されているが、発生源・生成経路の特定を含めた分析方法が確立された上で、数値目標を設定するとともに、具体的対応を検討することを要望する。</p> <p>当面の課題はモニタリングの実施と状況把握ではないか。(同趣旨の意見が別に1件あり)</p>	<p>2009年9月に国において環境基準が設定されたことを受け、本市を含め全国においてPM2.5に関する取組を進めていくため、改定案で環境基準を早期に達成することを掲げております。当面の課題に向けた対応としては、御指摘のとおり大気環境中のPM2.5濃度及びその成分濃度の実態把握を進めてまいります。また、今後のPM2.5の具体的な対応の検討についてですが、PM2.5の排出源及び原因物質は、SPMと類似していると考えられることから、本改定案に示しました取組、とりわけ、主な原因物質の一部である窒素酸化物(NOx)と揮発性有機化合物(VOC)の削減に向けた取組を進めていくことが重要であると考えております。来年度以降は大気汚染防止法に基づく常時監視の一環として、本市を含め全国的にPM2.5の成分分析を行い、国においては、これらの測定データをもとに解析調査を行う予定ですので、本市においては、当面はこうした国の取組の動向を踏まえつつ、効果的な対策の検討に必要な市内の環境状況を解析していきたいと考えております。なお、御意見にあります「発生源・生成経路の特定を含めた分析方法の確立」については、国の今後の対応に注視し、情報収集に努めてまいります。</p>	C
45	「第5章 重点分野」(大気環境)、「第6章 基本的施策」IV-1-1 大気環境の監視及び対策の推進	<p>環境基準が設けられたPM2.5の環境基準全地点達成に向けて観測体制や情報公開を強化すること</p>	<p>御意見を参考としまして、取組を推進してまいります。なお、PM2.5自動測定機は2011年3月末までに市内に6か所設置し、環境濃度の実態把握を進めてまいります。また、PM2.5の測定データについては、市のホームページ、環境局事業概要などを通じて周知に努めてまいります。</p>	C
46	「第5章 重点分野」(化学物質)	<p>化学物質対策に関して、改定案では「特定第一種指定化学物質の排出量を、2018年度までに2008年度比30%削減」と、新たに2008年度を基準とした目標が提示されている。しかし、現行計画に沿って積極的に削減努力を続け、目標を超過達成した事業者を適正に評価することが、事業者の自主的な改善を促す上でも重要である。</p> <p>以上の観点で、改定案においても2001年度を基準年とした削減目標を設定することが適切。目標を「2018年度までに2001年度比50%削減」と変更することを強く要望する。</p>	<p>現行の重点目標では、第一種指定化学物質を2006年度までに30%削減するという目標に対して、46%削減という大きな成果が得られ、更に2008年度には60%にも達しました。これは全国的にも大きな削減率であり、市内の事業者の積極的な削減努力の成果であると考え、改定案では同様の目標値を重点目標として設定することはせず、「基本的施策」に「削減を継続すること」との目標を設定しました。</p> <p>しかし、市内の環境モニタリングや環境リスク評価の結果をみると、特定第一種指定化学物質の環境リスクの実態は十分に改善されているとはいえ、今後も排出量を削減していく必要があると考えました。また、この目標は市の施策を進めていくうえでの行政目標であり、市内の事業者に削減の義務を課すものではありません。</p> <p>これらのことから、改定案の重点目標を設定することとしました。</p>	C
47	「第6章 基本的施策」	<p>具体的施策事業を掲載した「施策事例集」を作成する際には、パブリックコメントを実施してほしい。</p>	<p>施策の具体的な内容は、「第6章 基本的施策」に記載されており、施策事業集に掲載することを想定しているのは、個々の具体的な施策事業の名称となります。</p> <p>このため、施策事業集に対するパブリックコメントの実施は予定していません。</p>	C
48		<p>交通問題について、自動車の増加が生み出す様々な問題を克服することが、環境問題で重要だと考える。</p> <p>なるべく自動車に頼らない公共交通や自転車による交通政策が、欲しい。</p>	<p>交通環境に係る対策については、改定案の「第6章 基本的施策」に「I-1-3 交通における地球温暖化対策の推進」、「IV-1-3 交通環境対策の推進」を施策の柱として掲げるなどしているところです。御意見の公共交通や自転車に関連した取組についてもお示ししているほか、自動車利用に関する取組としては、低公害・低燃費車の普及啓発、エコドライブの普及に向けた啓発、公共交通機関の積極的な利用の促進等を掲げており、こうした取組の推進等に努めてまいります。御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	C
49		<p>市民の安易な自動車利用が公害発生に直結していることをPRするとともに、抜本的かつ着実にクルマを減らす取り組みを実施するよう求める。</p>	<p>御意見については今後の参考にさせていただきます。自転車通行環境整備につきましては、都市部において道路幅による自転車通行空間の整備は困難であることから、限られた道路空間を最大限に活用した整備方針を検討していきます。また、駐輪場の附置義務については、平成17年度より、川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例を施行し、商業施設等の新築又は増築時において駐輪場の設置を義務付けているとともに、短時間駐輪場については、一定時間無料の短時間利用駐輪場の整備の検討を進めております。</p>	C
51		<p>廃食油を原料としたリサイクル石けんがバイオディーゼル燃料(BDF)になるため、BDF製造のモデルプラントに着手することで、循環型社会の構築と、環境に配慮した産業の振興も展望できる。このような低CO2川崎ブランドを、市民回収の資源から得られることを是非とも基本計画に入れてほしい。</p>	<p>バイオマスの活用に関しては、「第6章 基本的施策」の「I-2-1-3 地域特性を踏まえた再生可能エネルギー源等の導入拡大」に、活用に向けた検討の記述があります。</p> <p>バイオディーゼル燃料に関しては、「廃食油の燃料化に関する庁内検討会」において、産学公民連携共同研究事業の結果を踏まえた課題への対応や、モデル事業のあり方などについて検討していきます。</p>	C
52		<p>多摩川のパーベキュー施設について、ごみの分別などを徹底させる一方で、パーベキューセットの洗い場などの整備、通行のみの場合のパスの発行などを進めることがよいのではないかと。</p>	<p>御意見につきましては、多摩川プランにおけるパーベキュー対策として、「多摩川河川敷パーベキュー適性利用計画」を策定する上での参考とさせていただきます。</p>	C
53		<p>川崎と新百合ヶ丘間の地下鉄の建設にはどの程度の希望や需要があるのか。</p> <p>新百合ヶ丘駅周辺はかつてと比べ開発進行したが、仮に需要が多いとさらなる環境の悪化が懸念される。需要が少ないのであれば無駄となる上、環境の悪化も進むのではないかと。</p>	<p>御意見の地下鉄(川崎縦貫高速鉄道線)につきましては、市域縦軸の基幹的な広域交通幹線網の一環として、鉄道不便地域の改善、既存鉄道路線の混雑緩和、首都圏の広域鉄道ネットワークの形成等、様々な整備効果が期待される本市にとって重要な社会基盤です。</p> <p>現在、新百合ヶ丘～武蔵小杉駅間(初期整備区間)の整備推進に向け取り組んでいますが、大型公共事業に対する状況変化等、これまで以上に厳しい状況が見込まれることから、現在、学識経験者等で構成する検討委員会を設け、現計画の検証や新技術の導入検討など、幅広い視点から事業推進に向けた検討を行っています。</p> <p>この検討結果を踏まえ、平成24年度を目途に策定を進めている総合都市交通計画に位置付けていきます。</p>	D

No.	意見の対象	意見内容(要旨)	市の考え方	対応区分
54		川崎市の環境政策は、「市民が安全で健康かつ快適な環境を享受する権利の実現を図る」ためにあるとする理念は非常に優れたものである。この観点から、市はもっと公害被害者対策に力を入れるべきであり、また環境保健に関する健康福祉局の業務が公害環境行政と切り離され、まるで厚生行政の一環として進められているような状況は改善されるべきである。	本市は、大気環境対策として日本で最も厳しいとされる条例を制定し、工場等への規制や監視を強化するなどの取組をこれまでに進めてきており、環境の現況等を踏まえながら引き続き対策に努めてまいります。 また、健康影響に対しては、本市は独自に小児ぜん息患者及び成人ぜん息患者に対する医療費の一部助成を実施しているなどの対策を実施しております。こうした取組について御理解いただければと存じます。	C
55		何よりも、総量削減方式と未然防止の徹底が重要です。これまでも再三指摘してきたように、環境影響評価については、計画・構想段階からのアセスメント(戦略的アセスメント)の導入がどうしても必要である。	今後とも、改定案の「めざすべき環境像」に掲げた考え方を踏まえ、環境施策を進めてまいります。特に御意見との関係では、「環境政策「安心して健康に暮らせるまちをめざす」」の目標に掲げた環境負荷の低減や未然防止などを指すとともに、「第5章 重点分野」や「第6章 基本的施策」に掲げた個々の取組を進めることで更なる環境改善を図ってまいります。 また、本市では、平成12年度から計画段階の環境配慮制度として「環境配慮計画書」を導入し、運用しておりますが、国レベルでも計画段階の環境配慮制度の導入が予定されており、今後、現行制度の充実を図ることができるよう検討してまいります。	C
56		既存の道路構造を歩行者および自転車・路線バス利用者が優先される構造に改築すること	今後とも道路の新築・改築等においては、当該箇所交通量や用地の取得状況等を踏まえ、出来る限り歩行者等に配慮した道路構造にまいります。	D
57		自動車需要を誘発する新規道路建設を凍結し昭和時代の「都市計画道路」計画を改めること	新たな道路建設や現道の拡幅などの道路整備につきましては、将来の交通量や自動車の流動といった交通需要予測を踏まえながら、集中する交通の分散などを図るため、環境負荷の少ない交通網を構築してまいります。また、温暖化防止や交通環境改善、道路緑化などの環境に配慮した交通施策にも取り組んでまいります。	D
58		必ずしも関心の高くない市民に向けては、裾野を広げるための広報が必要。入門編の情報提供や環境配慮型イベントの実施の支援といった、多くの市民が親しみやすく、参加して楽しみながら環境対策ができるような広報・支援体制の実施を求める。	体験型環境学習の実施などにより、親しみやすさにも努めているところですが、周知の方法なども含め、検討してまいります。 御意見につきましては、今後、個々の取組を検討していく際に参考にさせていただきます。	C
59	「第6章 基本的施策」I-1-1 事業活動における温室効果ガス排出量削減の推進	事業所の温室効果ガス排出量の算定に際し、先進的な廃棄物再生利用施設等による温室効果ガス削減への貢献(市域外から収集された廃棄物の分も含む)についても評価、算定するように検討してほしい。	事業活動地球温暖化対策計画書における調整後排出量については、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定される京都メカニズムクレジットや廃棄物原料燃料使用に伴う排出量などのほか、市域外貢献分として低CO2川崎ブランドなどによる貢献分と再生可能エネルギー設備の設置による貢献分を算定に組み入れることができるとしております。	D
60	「第6章 基本的施策」I-1-1-1 大規模事業者の温室効果ガス排出量の削減	「環境性能の優れた燃焼施設等の導入など」との記述について、環境への負荷の低減に関する指針(川崎市告示第281号)において、「…等の良質燃料を使用すること、又は、熱源として電気を使用することにより、硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの発生量がより少なくなるようにすること。」が掲げられているため、電化等の熱源転換などに関しても触れてほしい。	御意見が指摘している箇所は、温室効果ガスの削減対策が地域環境対策にもつながる場合について、相乗効果を生む取組を推進していく趣旨の記述となっており、熱源転換についても「等」に含まれていると考えます。	B
61	「第6章 基本的施策」I-1-3 交通における地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策に係る基本的施策に「環境にやさしい交通ネットワークの構築」が掲げられ、環境負荷の低減や高齢者社会への対応などに配慮した計画を策定すること、公共交通機関の利便性を向上させることが掲げられたことを評価するとともに、この積極的な推進を求める。	御意見を参考としまして、計画の改定後は、その推進に努めてまいります。	B
62	「第6章 基本的施策」I-1-3-3 自動車単体対策の推進	電気自動車の導入に対する助成は、自家用乗用車は対象とせず、貨物・公共車両に集中実施すること	電気自動車については、現在は車種が限られていることから今後の施策展開を検討していく中での参考とさせていただきます。	C
63		「外部電源式アイドリングストップ給電システム」は、トラックに外部電源で動く冷暖房装置を搭載することで、休憩中、荷役作業中にエンジンを切って空調を作動することができ、長時間のアイドリングをせずに済むため、コストダウンや、地球温暖化の防止、大気汚染の防止に貢献できる。このシステムの利用には、利用者側で装置や電源ケーブル等を用意する必要がある。このため、システムの利用促進を図るには、これら改修費用に対する助成制度の創設が求められるので、こうしたことにも触れてほしい。	自動車単体対策には、改定案に記しているもの以外にも様々な手法があるほか、低公害・低燃費車にも、電気自動車のほか、自動的にアイドリングストップを行う装置が搭載された自動車など、様々な種類がございますので、御意見につきましては、今後の施策展開の参考とさせていただきます。	C
64	「第6章 基本的施策」I-2-1 再生可能エネルギー源の利用	エコタウン構想などにおける再生可能エネルギー等の利用を促進するため、税制面の優遇措置など、市として、また国への要望を含めた支援策などを検討してほしい。 また、新しい省エネ機器の活用、輸送におけるエコタイヤの利用、低公害車の導入などについて、支援等を行う施策を検討・追加してほしい。	御意見につきましては、今後、個々の取組を検討していく際に参考にさせていただきます。	C
65	「第6章 基本的施策」I-2-1-3 地域特性を踏まえた再生可能エネルギー源等の導入拡大	工場排熱や風力発電、バイオマス活用を掲げている改定案の記述について、大きなCO2削減ポテンシャルを秘めているヒートポンプ技術による大気熱の活用にも触れてほしい。	当該記述は、川崎の地域特性を踏まえ、今後の導入拡大に向けた検討を要するものについて例示したものとなっています。 なお、ヒートポンプ技術を活用した空調システムに関しては、御意見で触れている改定案の記述と同様の箇所にある地中熱利用空調システムの利用拡大に含まれていると考えております。	B
66	「第6章 基本的施策」I-2-2-1 面的な対策の推進	面的なエネルギー利用についての記述に関して、河川水や下水処理水などの熱源水利用は、再生可能エネルギーを効果的に利用する手法である。 一方、建物間のエネルギーの共同利用は、エネルギー需要特性の似ている建物間で共同利用・融通しても、必ずしも省エネ・低CO2に繋がる対策とは限らない。 以上から、「面的対策」の説明としては、建物間のエネルギー融通だけを例示するのではなく、熱源水の共同利用も追加した方が、正確で幅広い概念を包含できる。	年間を通して温度変化の少ない河川水を熱源水・冷却水に利用するシステムにつきましては、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例に基づく開発事業地球温暖化対策計画書の作成マニュアル事例編に未利用エネルギーの積極的な活用の措置例の一つとして記載しておりますが、河川水の利用に関しましては、河川管理者との協議等が必要であることから今後の施策展開を検討していく中での参考とさせていただきます。 なお、改定案では、「複数の建物間のエネルギーの共同利用など」という表現で包括的に記載をさせていただいております	C
67	「第6章 基本的施策」III-4-1-1 良好な都市景観の形成	電線類の地中化については、行政機関と関係事業者が緊密な連携の下、費用負担にも配慮しながら、優先順位を決めて計画的に進めていく必要がある。このため、「電線類の地中化」は削除してほしい。	本市では、第6期無電柱化推進計画(平成21～25年)に基づき、国及び電線管理者等の関係機関と協議・調整しながら、道路改築や新設道路の機会を捉え、原則歩道幅員2.5m以上において電柱の地中化を順次進めております。	C
68	「第6章 基本的施策」IV-1 大気環境の保全	環境基準や環境目標値が定められている、汚染物質の改善を目指すことはもちろんであるが、先端技術産業や研究開発型の産業がもたらす健康影響等について、もっと先見の明な対策を進める必要がある。例えば、浮遊粒子状物質について今後、PM2.5への対応はもちろんPM0.1(超微粒子)という脳や生殖への影響が心配されるものへの対策などがある。	御指摘の内容については、「未規制物質対策の推進」として改定案の重点分野「大気環境対策の推進」の「市の取組」に示しており、必要に応じた迅速な対応や対策の検討ができるよう、今後とも国における取組、調査研究結果などの情報収集に努めてまいります。	C

No.	意見の対象	意見内容(要旨)	市の考え方	対応区分
69	「第6章 基本的施策」IV-3-1 総合的な環境リスク低減対策の推進	合成洗剤など化学物質に関して環境リスクをもっと市民に広く周知し、PRTR法による事業者への管理を徹底するような政策を望む。	化学物質対策については、改定案の「基本的施策」において、化学物質に関する情報の共有等を図るリスクコミュニケーションの促進、PRTR法に基づいた化学物質の環境への排出量の集計・把握や事業者の化学物質の適正管理の促進などについて掲げており、今後も「化学物質と環境」セミナーを開催するなど、取組に努めてまいります。	B
70	「第6章 基本的施策」VI-1 環境教育・環境学習の推進	環境教育・環境学習にてモビリティ・マネジメントを実施すること	1人1人のモビリティ(移動)が、社会にも個人にも望ましい方向に自発的に変化するように、環境や健康などに配慮した交通行動を、大規模かつ個別的に呼びかけていくコミュニケーション施策を中心とした交通政策であるモビリティマネジメントにつきましては、今後の施策展開を検討していく中での参考とさせていただきます。	C
71		公害環境教育を実施すること	公害に関連した環境教育の取組としましては、大気汚染や化学物質等に関する各種冊子等の作成・配布、体験学習等を行うセミナーの開催、エコドライブに関する普及啓発等を行っています。 また、小学4年生から成人までの各階層を対象にした環境講座の中で、川崎市の大気、水質の公害の体験について、ビデオやデータに基づく公害環境教育を実施しているところです。 御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	C
72	「第6章 基本的施策」VI-2 環境パートナーシップの推進	行政・事業者・住民が協働で取り組む具体的な施策・リーディングプロジェクトがほしい。 例1) 水俣市での、行政・事業者(地元スーパー5社)・住民の三者協定による、包装容器の削減 例2) 北九州市での、行政の用地提供、事業者の苗木づくり、市民の植樹による、緑の回廊整備 例3) 飯田市での、行政と事業者の協働による、地元企業の簡易型環境マネジメントシステムの取得等の推進	改定案では協働の取組に関して、資源集団回収、市民植樹、まちの美化運動の実施状況を指標として掲げており、これを活用するとともに、その他の協働に関する取組状況を年次報告書で明らかにすることで、計画を推進してまいります。なお、指標として設定している取組は、協働の実施状況の目安となることを念頭に選定されており、例えば、市民植樹においては、市民の参加、事業者による苗木の提供等、御意見の例に相当する取組を行っております。	B
73	「第7章 環境配慮指針」地域別環境配慮指針	地域から地球環境の保全に取り組むまちづくりには、計画で出した丘陵部・内陸部・臨海部の地域特性だけではなく、区毎の特性に合わせた取り組みについても明記した方が良いのではないかと。	地域別環境配慮指針は、地域特性や地域の環境の状況を考慮して、地域ごとにめざす環境像の実現に向けた配慮事項の例を示すものです。 地域区分については、自然的かつ社会的条件を考慮して三地域に区分していますが、各地域の中においても地域特性は様々ではなく、状況に応じた適切な配慮が求められるところです。地域別環境配慮指針はこのような目安となる性質を持つものになるため、改定案に示す形に整理しているところです。	C
74	「第7章 環境配慮指針」地域別環境配慮指針 臨海部	廃棄物を利用した発電によるコ・ジェネレーションシステムについて述べた環境配慮事項の例について、幅広い概念を包含できる表現としてほしい	御意見を踏まえまして、地域特性を活かしたエネルギーや資源の循環の仕組みづくりを促すという趣旨を伝える幅広い表現に改めます。	A
75	「第7章 環境配慮指針」地域別環境配慮指針 臨海部(内陸部、丘陵部に対しても同趣旨の意見あり)	環境配慮事項の例「建築物におけるエネルギーの効率的利用、太陽光等の再生可能エネルギー源の導入に努める。」について、大きなCO2削減ポテンシャルを秘めている大気熱や地中熱にも触れてほしい。	御意見にある配慮事項の例は、エネルギーの効率的利用や再生可能エネルギー源の導入を促すことがその趣旨となりますので、大気熱についても「等」に含める形としています。	B
76	「第7章 環境配慮指針」主体別環境配慮指針 市民の環境配慮指針	環境配慮事項の例「多くのエネルギーを消費する飲料自動販売機の利用を控えることを心がける。」について、利用者の利用を控えるだけでは、省エネとはならず、省エネ型自動販売機の普及を促す記載としてほしい。 また、この項目は、飲料メーカーに対する影響も大きく、行政側が提唱する取組としていかがなものか。	御意見を踏まえまして、省エネ自販機の利用を促すことを念頭に置いた表現に改めます。	A
77	「第7章 環境配慮指針」主体別環境配慮指針 事業者の環境配慮指針	環境配慮事項の例「太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギー源を積極的に導入するよう努める。」において、法律で再生可能エネルギーに定義されている大気熱についても触れてほしい。	主体別環境配慮指針は、各主体に環境配慮を促すためそれぞれの立場で行う配慮事項の例を示しているものです。 御意見の配慮事項の例は、再生可能エネルギー源の導入を促すことがその趣旨となりますので、大気熱についても「等」に含める形としています。	B
78		環境配慮事項の例「業務用施設、空調、ボイラー等は、省エネルギー型の設備を導入するように努め、適正な維持管理に努める。」において、電化等の熱源転換に関しても触れてほしい。	御意見の配慮事項の例は、業務用施設等に省エネルギー型の設備の導入を促すことがその趣旨となりますので、熱源転換についても「等」に含まれていると考えます。(主体別環境配慮指針の性質についてはNo.77参照)	B
79	「第7章 環境配慮指針」主体別環境配慮指針 事業者の環境配慮指針 業種別の環境配慮事項 製造業	環境配慮事項の例「温暖化物質の排出を抑制するため、燃料の燃焼の合理化、加熱・冷却・伝熱等の合理化、放射・伝導等による熱の損失の防止、排熱の回収利用等、設備の効率的使用に努める。」において、熱源転換についても触れてほしい。(生産工程における燃焼ボイラーによる加熱・給湯等に関しては、熱源転換により省CO2を図れるケースも多いため。)	御意見の配慮事項の例は、温暖化物質の排出を抑制するため、設備の効率的利用を促すことがその趣旨となりますので、熱源転換についても「等」に含まれていると考えます。(主体別環境配慮指針の性質についてはNo.77参照)	B
80	「第7章 環境配慮指針」主体別環境配慮指針 市の環境配慮指針 行政活動に伴う環境配慮事項 総務・管理部門(このほか事業別環境配慮指針4件に対しても同趣旨の意見あり)	コ・ジェネレーションの導入について述べた環境配慮事項の例について、更なる省エネルギーにつながる適切な表現にしてほしい。 また、川崎市が実際にこれまでに導入されてきた省エネルギー、高効率の設備等についても確認の上で、新たな施策を立ててほしい。	御意見を踏まえまして、省エネルギー等を促すという趣旨を伝える幅広い表現とするとともに、更なる省エネルギー対策の充実を促す表現に改めます(主体別環境配慮指針の性質についてはNo.77参照)。 また、引き続き、環境負荷の低減に資する新たな技術等の情報収集等に努めていくとともに、こうした情報も踏まえ、今後の施策の検討を進めてまいります。	A
81	「第7章 環境配慮指針」主体別環境配慮指針 市の環境配慮指針 行政活動に伴う環境配慮事項 総務・管理部門	環境配慮事項の例「ボイラー等では低公害な良質燃料の使用に努める。」について、「環境への負荷の低減に関する指針」(平成22年川崎市告示第281号)との整合を図った表現にしてほしい。	御意見を踏まえまして、「環境への負荷の低減に関する指針」との整合を図った表現に改めます(主体別環境配慮指針の性質についてはNo.77参照)。	A

No.	意見の対象	意見内容(要旨)	市の考え方	対応区分
82	「第7章 環境配慮指針」主体別環境配慮指針 市の環境配慮指針行政活動に伴う環境配慮事項 市民生活部門 (このほか事業別環境配慮指針1件に対しても同趣旨の意見あり)	環境配慮事項の例「市民利用施設や区役所等で、雨水利用システム、中水道システムの導入やソーラーシステム、省エネルギー型施設等の採用を推進する。」において、CO2削減ポテンシャルが大きいヒートポンプ技術による大気熱の活用として、地中熱利用システムについても触れてほしい。	御意見の配慮事項の例は、市民利用施設における省エネルギー施設等の採用の促進がその趣旨となりますので、地中熱利用システムについても「等」に含まれていると考えます(主体別環境配慮指針の性質についてはNo.77参照)。	B
83	「第7章 環境配慮指針」事業別環境配慮指針 交通系施設整備事業	「鉄道若しくは軌道の新設又は線路の増設」とあるが、軌道とはLRT(次世代型路面電車)を示すのか。であれば、東京都同様、先進的な取り組みである。 逆に、「道路の新設又は車線の増設」とあるが、自動車のためであれば、公共交通の利用促進とは矛盾するのではないか。あくまでもバスや自転車専用道路の増設としておかないとならない。	事業別環境配慮指針は、開発事業や施設整備事業の実施の際の環境配慮を促すための配慮事項の例を示すものです。御意見の交通系施設整備事業を例にとると、道路や鉄道・軌道の新設、増設を行う場合にどのような環境影響要因があり、どのように環境配慮すべきかについての例を示したものとなっています。 このように、事業の特性ごとに環境への配慮を整理することなどにより、適切な環境配慮の実施を促していくものとなっています。	D
84	「第7章 環境配慮指針」事業別環境配慮指針 住宅系整備事業	環境配慮事項の例「設備や施設の選定に当たっては、建造物の断熱化を図るとともに、省エネルギー型の空調施設の採用、太陽光などの再生可能エネルギー源の導入を図る等効率的なエネルギーの利用に配慮する。」について、住宅において最もエネルギー消費が大きい給湯に関しても触れてほしい。	御意見を踏まえ、住宅においてエネルギー消費が大きい給湯を含めた効率的なエネルギーの利用を促す表現に改めます(事業別環境配慮指針の性質についてはNo.83参照)。	A

※意見には複数の項目に該当するものがあるため、この表の意見のNo.の数(No.84)と「パブリックコメント手続の実施結果について」の「御意見の件数と対応区分」の表の合計とは一致しません。